

国海環第152号
令和4年3月22日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく
船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を改正する省令が別添のとおり令和4年3月18日に公布されたので、ご了解頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の 設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令について

1. 改正の背景

船舶による大気汚染を防止するため、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき、船舶に燃料油を使用するときは、硫黄分の濃度その他の品質が一定の基準を満たす燃料油を使用しなければならないこととされている。令和2年11月に開催された国際海事機関第75回海洋環境保護委員会（以下「第75回委員会」という。）において、使用中の燃料油が当該基準に適合しているかを円滑に確認できるようにするため、船舶単位で使用中の燃料油の採取位置を指定することを義務付けること等を内容とする附属書VIの改正案が採択された。

また、船舶からの水バラストの排出については、船舶バラスト水規制管理条約に基づき、排出時の当該水バラスト内の生存生物と微生物の数が一定の基準以下となることとされている。第75回委員会において、水バラストを海洋に排出しない船舶等についての水バラスト管理の方法を明確化する観点から、国際水バラスト管理証書に当該船舶等に係る水バラスト管理の方法についての記載欄を設けること等を内容とする同条約の改正案が採択された。

我が国では、上記の各規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の体系に取り入れており、今般の条約改正に伴い、

- ・ 基準に適合する燃料油の使用の義務付けに関する細則を定める海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「施行規則」という。）
- ・ 国際水バラスト管理証書及び国際大気汚染防止証書の様式を定める海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号。以下「検査規則」という。）

の一部を改正する必要がある。

2. 改正の概要

（1） 施行規則の一部改正

総トン数400トン以上の国際航海に従事する船舶の船舶所有者は、国土交通大臣の指示するところにより燃料油の採取位置を指定しなければならないこととする（新設）。

（2） 検査規則の一部改正

- （i） 国際水バラスト管理証書の様式において、水バラストを海洋に排出しない船舶等に係る水バラスト管理の方法についての記載欄を追加することとする（第12号の4様式）。
- （ii） 国際大気汚染防止証書の様式において、（1）に基づき、燃料油の採取位置が指定されていることを証明する記載欄等を追加することとする（第12号の5

様式)。

3. 今後のスケジュール

公布：令和4年3月18日

施行：2.(1)及び2.(2)(ii) 令和4年4月1日

2.(2)(i) 令和4年6月1日

○国土交通省令第十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十八日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

（燃料油の採取位置の指定）

第十二条の十七の五の三 法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができる位置を指定するものとする。

（新設）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正
（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第十二号の四様式（第二十六条関係）

（略）

水バラスト管理に用いる方法の詳細

Details of Ballast Water Management Method(s) Used

水バラスト管理に用いる方法

Method of Ballast Water Management used

設置日（該当する場合）(年/月/日)

Date Installed (if applicable) (dd/mm/yyyy)

製造者名（該当する場合）

Name of manufacturer (if applicable)

この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、

D—1 規則に従う。

in accordance with regulation D—1

D—2 規則に従う。

in accordance with regulation D—2

(記述)

(describe)

この船舶は、D—4 規則に従う。

the ship is subject to regulation D—4

規則に従うその他の手法である。

other approach in accordance with regulation

(略)

第十二号の四様式（第二十六条関係）

（略）

水バラスト管理に用いる方法の詳細

Details of Ballast Water Management Method(s) Used

水バラスト管理に用いる方法

Method of Ballast Water Management used

設置日（該当する場合）

Date Installed (if applicable)

製造者名（該当する場合）

Name of manufacturer (if applicable)

この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、

D—1 規則に従う。

in accordance with regulation D—1

D—2 規則に従う。

in accordance with regulation D—2

(記述)

(describe)

この船舶は、D—4 規則に従う。

the ship is subject to regulation D—4

(略)

第十二号の五様式 (第二十六条関係)

(略)

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則に基づいて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention; and

2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書VIに定める関係要件に適合していること。

That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.

(略)

2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則)

2.3.1~2.3.3 (略)

2.3.4 船舶には、第14規則10又は11に基づき、燃料油を採取する位置が指定されている。

The ship is fitted with designated sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11. □

2.3.5 第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。

In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship. □

(略)

第十二号の五様式 (第二十六条関係)

(略)

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則に基づいて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention; and

2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書VIに定める関係要件に適合していること。

That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.

(略)

2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則)

2.3.1~2.3.3 (略)

(新設)

(新設)

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日(次条及び附則第三条第三項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第二条中第十二号の四様式の改正規定及び附則第三条第一項の規定は、令和四年六月一日から施行する。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に建造された船舶については、当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査(当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。)の時期までは、

第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の五の三の規定は、適用しない。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の四様式の国際水パラスタ管理証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の四様式の国際水パラスタ管理証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

3 地方運輸局長(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十九第一号に規定する地方運輸局長をいう。)は、施行日前に建造された船舶に対して施行日から当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査(当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。)の時期までの間に国際大気汚染防止証書を交付する場合には、当該国際大気汚染防止証書に当該船舶が附則第二条の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。ただし、当該船舶について第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の五の三に規定する位置が指定されているときは、この限りでない。